
平成21年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成21年3月18日(水)

1. 議事日程第5号

平成21年3月18日(水) 午前10時開議

第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

第2 討論

第3 採決

第4 議員派遣について

第5 委員会の継続審査の付託について

第6 議員発議

- ・玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(案)について
 - ・町長専決処分指定事項の全部改正(案)について
 - ・意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

日程第2 討論

日程第3 採決

日程第4 議員派遣について

日程第5 委員会の継続審査の付託について

日程第6 議員発議

- ・玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(案)について
 - ・町長専決処分指定事項の全部改正(案)について
 - ・意見書(案)の提出について
-

出席議員(16名)

1 番 尾 方 嗣 男

2 番 工 藤 重 信

3 番 河 野 博 文
 5 番 佐 藤 左 俊
 7 番 松 本 義 臣
 9 番 江 藤 徳 美
 11番 秦 時 雄
 13番 藤 本 勝 美
 15番 後 藤 勲

4 番 菅 原 一
 6 番 柳井田 英 徳
 8 番 清 藤 一 憲
 10番 宿 利 俊 行
 12番 高 田 修 治
 14番 日 隈 久美男
 16番 片 山 博 雅

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 芝 原 哲 夫

議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 威 彦
 教 育 長 本 田 昌 巳
 企画財政課長 帆 足 博 充
 福祉保健課長 日 隈 桂 子
 建設課長兼
公園整備室長 梶 原 政 純
 商工観光課長 坪 井 万 里
 会計管理者兼
会 計 課 長 大 蔵 喜久男
 学校教育課長 宿 利 博 実
 社会教育課参事 森 高 三
 行 政 係 長 山 本 恵一郎

副 町 長 太 田 尚 人
 総 務 課 長 松 山 照 夫
兼自治振興室長
 税 務 課 長 帆 足 一 大
 住 民 課 長 河 島 広太郎
 農 林 課 長 兼 麻 生 長三郎
農業委員会
事 務 局 長
 水 道 課 長 佐 藤 健 一
 人権同和啓発
センター所長 吉 野 多紀江
 社会教育課長
兼中央公民館長 小 川 敬 文
 わらべの館館長 中 川 英 則

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

報道関係者取材のため、写真撮影等についての申し入れがありましたので、これを許可しております。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力を願います。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（片山博雅君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長清藤一憲君。

○総務常任委員長（清藤一憲君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成21年第1回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案13件について3月5日、議案1件（議案第9号）について3月16日に執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

1 議案第4号 玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について

本案は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における玖珠町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料の月額について、玖珠町職員の給与の特例に関する条例（平成18年玖珠町条例第9号）を廃止し、玖珠町職員の給与の特例について定めるものであります。平成17年度から取り組んでいる『行財政改革推進5か年計画』の最終年度となる平成21年4月1日からの1年間、職員の給与について特例措置を講ずるものであります。

「1年後の取り扱いについては、どうするのか」との質問が出され、『行財政改革推進5か年計画』の最終年度において判断したい」との回答でした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第8号 玖珠町道の駅童話の里くすの設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、玖珠町の豊かな自然を生かし、産業全般の活性化を目指すとともに、都市部からの集客による交流人口の拡大と情報発信等を目的に、玖珠町道の駅童話の里くすを設置するものであり、その整備に伴い管理運営について条例を制定するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第9号 玖珠町行政組織条例の全部改正について

3月5日、玖珠町が明るく住みよい町づくり、行政サービスの向上を目指して、機構改革をしたいので関係条例の全部を改正したいとのことで執行部から、「地域の基幹産業である農林漁業と商業、工業等の産業間での連携を強化、相乗効果による地域経済活性化を図ることを目的とした『農商工等連携促進法（平成20年7月）』が施行されたのに伴い、その中から特に必要な項を選び、今回の改正を検討しました。本町は農林業を基幹として成り立ち、行政もいろいろ施策を講じてきました。今までやってきたことを基本に、より一歩乗り越える町の振興発展を願い、時代の先取りを考えるとともに、町民が庁舎内に来庁してもわかりやすく農林推進本部、商工観光推進本部等の看板を掲げたい。」との説明がありました。

この説明に対して、委員から「農林課の名称が消えること。農林課の事務分掌が広範囲であること。商工観光課での休日勤務等で課長の業務が重い等について理解し難い内容と判断し、農商工等連携に係る課の統廃合については、十分協議を進める必要があるのではないか。」との意見が出されました。

本案の審議中に議長より、町長から「議案質疑と本日の常任委員会の審議、意見を踏まえ、議案第9号について訂正したい」との請求があった旨の連絡がありました。議案第9号について一時審議を中断することを確認し、常任委員会を散会しました。

3月16日、議会本会議の中で、議案第9号の訂正についての議会の許可の手続きを取り、許可を得た旨の議長からの総務常任委員会に通知がありました。そのことを受けて、同日議案第9号についての審議を行いました。

行財政改革の中での職員数の減などにより、課の統合などについて進めていく必要があると認識しているが、今回の農林課と商工観光課との統合については、本町は農林業が基幹産業の町であり、そのことを受け、自然等を活用した観光、商工業の発展に努めるべきであり、また、商工観光振興室は課と同等の位置付けであることを確認し、今回は「企画財政課の分離にとどめる。」とした訂正後の議案第9号は妥当であると認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第10号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び地方自治法、地方公務員法、地方税法等の規定に基づく出頭者の報酬及び費用弁償の額を、規定により定められている額から当該額に10%カットして得た額とするものであります。平成17年度から取り組んでいる『行財政改革推進5か年計画』の最終年度となる平成21年4月1日からの1年間、引き続き経常経費削減のため特例措置を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第11号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

本案は、証人等の実費弁償の額を、規定により定められている額から当該額に10%カットして得た額とするものであります。平成17年度から取り組んでいる『行財政改革推進5か年計画』の最終年度となる平成21年4月1日からの1年間、引き続き経常経費削減のため特例措置を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第12号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

本案は、町長、副町長、教育長の給与について、平成17年度から取り組んでいる『行財政改革推進5か年計画』により、特別職については一律6%のカットを実施してきており、同計画の最終年度となる平成21年4月1日からの1年間、町長は9%を上乗せして15%の減額、副町長及び教育長は4%を上乗せして10%の減額をするための措置を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第13号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町職員に支給する住宅手当について、自宅に居住する職員で「1,000円」を「2,000円」（当該住宅の新築又は購入が5年を経過するまでの間は「2,500円」を「3,500円」）にするものであります。また、通勤手当等については、通勤のため自動車を使用する職員に対し、自動車等の使用距離（片道）について、国家公務員等の規定に準じて5km区分にて月額を定めていたものを、近隣市町の状況を勘案して、1km区分にすることで距離数による不均衡を是正するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第14号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町特別職及び職員の旅費の支給について、日田玖珠管内は支給対象外とし、県内日当を1,000円、県外日当2,000円、県内宿泊料を8,500円、県外宿泊料を1万800円、また、第18条但し書きの適用はないとするものであります。平成17年度から取り組んでいる『行財政改革推進5か年計画』の最終年度となる平成21年4月1日からの1年間、経常経費削減のため特例措置の継続を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第15号 玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町職員の税務職員、保健・予防に従事する保健師の特殊勤務手当について、規定にかかわらず支給しないというものであります。平成17年度から取り組んでいる『行財政改革推進5か年計画』の最終年度となる平成21年4月1日からの1年間、経常経費削減のため特例措置の継続を講ずるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第16号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、玖珠町基金条例第2条の基金の種類、設置の目的及び基金の額の表中に基金として「介護従事者処遇改善臨時特例基金」、「介護サービス事業基金」、「地域活性化・生活対策基金」、「童話の里くす・ふるさと応援基金」、「玖珠町畜産振興基金」、「地域雇用創出推進基金」を追加するものであります。理由については、議案中の各々の提案理由のとおりであります。

「各種基金が年々新しく増加しているが、将来、取り崩し等を行ない、有効な運用、活用を図るべきだ」との意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第17号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、国民健康保険税として徴収する税額で、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又は、その分割金額が100円未満であるときは、その端数金額、又は、その100円未満の分割金額は、すべて最初の納期にかかる分割金額に合算するというものであり、期別税額を平準化するため、端数金額の取り扱いを変更するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第18号 玖珠町税特別措置条例の一部改正について

本案は、租税特別措置法及び所得税法等の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第32号 玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町の豊かな自然を生かし、産業全般の活性化を目指すとともに、都市部からの集客による交流人口の拡大と情報発信等を目的に、玖珠町道の駅童話の里くすを玖珠町大字帆足2121番地に設置し、その管理運営を行わせるため指定管理者として、玖珠町IC前ふれあい広場活性化協議会代表 後藤威彦氏に平成21年4月1日から平成24年3月31日まで指定するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第33号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成16年12月20日付けで、議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成17年度から平成21年までの5か年）に、

- ・2 校通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の事業計画（5）「地上デジタル放送整備事業」
- ・3 生活環境整備の事業計画（4）「日田玖珠広域消防負担金（通信室改修事業負担金）」

の2事業を加え、事業の推進を図るものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案14件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長江藤徳美君。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告。

平成21年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案12件、請願1件について、3月5日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第5号 玖珠町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の制定について
本案は、地方自治法第231条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の税外収入金の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関し、新たに条例を定めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第22号 玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について

3 議案第23号 玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について

4 議案第24号 玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について

5 議案第25号 玖珠町有機センター施設の指定管理者の指定について

6 議案第26号 玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくす施設の指定管理者の指定について

7 議案第27号 玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について

8 議案第28号 玖珠町宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について

9 議案第29号 玖珠町東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について

10 議案第30号 玖珠町鹿倉休憩舎施設の指定管理者の指定について

11 議案第31号 玖珠町観光物産館の指定管理者の指定について

以上、議案第22号から議案第31号までは、それぞれ各施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

各施設、担当課ごとに審査を行いました。

審査の中で委員より、

①販売施設における販売実績について

②管理費、建物の修理費について

などの意見が出されました。

担当課長より、

①各施設の管理者からの年度毎の販売実績によると、一部を除き黒字経営である。

②電気、燃料代については協議会等の支払い、軽微な修理については基金により実施し、改修等の基金をオーバーするものについては、財政当局と協議の上、実施することになる。

との説明がありました。

審査の結果、議案第22号から議案第31号までの10議案は、それぞれ妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第34号 土地の取得について

本案は、玖珠町総合運動公園の用地として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

土地の所在地は、玖珠町大字山田字仲の坪92番地他9筆、取得面積は8,579.13㎡、取得価格は1億2,440万9,730円であります。

担当課長より、用地は99%が取得できた。残りの1%は緑地帯の予定地であり、運動公園建設には影響がないので、当分の間は用地の購入は実施しないとの説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 請願第1号 「協同出資・共同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願書

本請願は、日田市玉川労協センター事業団日田地域福祉事業所虹の家所長 鎌倉かおる氏より提出されたものであり、紹介議員は佐藤左俊氏であります。

本請願の要旨は、

- 1、自発的な仕事おこしを協同労働により実現する。
- 2、働く意志のある人々が共同で出資し、共に労働し経営する等の要件をかかげる「協同労働の協同組合」の法制度を早期に求めるものであり、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであります。

審査の結果、本請願の願意は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

従って、本請願の願意を国の関係機関に町議会の意思として意見書(案)の提出を用意しています。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案12件、請願1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長 秦 時雄君。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

文教民生常任委員会報告。

平成21年第1回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けた議案5件について、3月5日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第6号 玖珠町児童医療費の助成に関する条例の制定について

本案は、小中学生の医療の助成開始に伴い条例を制定するものであります。

（委員からの質疑）無料化に伴う見込み額はいくらになるのか。

（執行部より）小学生については、一人当たりの平均医療費（国保医療費の平均額）が9,358円、

生徒数928人で約870万円（年額）、中学生については、一人当たりの平均医療費（国保医療費の平均額）が1万1,562円、生徒数563人で約650万円（年額）の見込み額となる。

委員から、「中学校卒業までの医療費の無料化は、県内では九重町に次いで実施される。これは画期的な施策であり、今後も子育て支援の一層の充実をお願いしたい。」との意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第7号 玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の特例に関する条例の制定について

本案は、助成内容の変更が時限措置となるため、特例に関する条例を制定するものであります。

執行部より、「小学校就学前までの児童・乳幼児について医療費の完全無料化を行うものである。」との説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第19号 玖珠町出産祝金等支給条例の一部改正について

本案は、少子化に伴う施策の見直しなどにより条例の一部を改正するものであります。

執行部より、「児童医療費助成に全面的に力を入れるために入学祝金の減額を行うものであり、平成21年度より入学祝金5万円を3万円に、また、平成22年度から廃止する。」との説明がありました。

（委員からの質疑）対象者は何人か。

（執行部より）入学祝金は第3子に支給されるもので、平成20年度は対象者が27名であった。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第20号 玖珠町介護保険条例の一部改正について

本案は、介護保険法第117条及び玖珠町介護保険事業計画に基づき、新たな介護保険料を定める必要があるため、条例の改正を行うものであります。

（委員からの質疑）

①改正するたびに介護保険料が高くなるが、今後どのように推移するのか。

②介護保険の対象者は何人か。

③世帯分離の傾向があるのか。

（執行部より）

①年齢構成から計画作成の段階で推移を見ると、第4期、第5期（平成21年度から平成26年度まで）玖珠町は大変厳しい状況である。今回は、法の一部改正が行われ施設等や介護報酬の見直しがあり、急激な保険料の上昇を抑制するため、国の補助対策が出された。又、基金の1億2,000万円から3,000万円を投入して今回の金額となった。介護保険料の基準額が月額4,300円から今回4,700円となる。

②対象者は今年の1月報告で1号保険者が5,406人、このうち、認定された人が916名、但し、全体で受けられている人数が870人、280名は申請して認定を受けているが、住宅改修や介護物品を買ったりして、介護認定されていても「サービスを受けるまではない。」と使っていない人もいる。その他に入院をしたり一時的に子どもにみてもらったりして「サービスを使う必要がない。」という

人もいる。

③そこまでの傾向はない。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第21号 玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第24条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

(委員からの質疑)

①施設の状況について

②同センターの稼働率について

(執行部より)

①同センターは老朽化しているが、財政上窮迫しているので、指定管理者と協議を行いながら、計画的に整備をしていく。本年度は屋根の傷み、コンプレッサー、空調工事などを行う予定で約1,500万円を見込んでいます。

②同センターの利用度は高い状況です。

委員から、「本町は大型公共事業が多いため、福祉がおろそかになっていないか。住民サービスや施設の維持と整備などは優先的に行ってもらいたい。」との意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

議案第6号の中にですね、小学生、中学生までの医療費無料化ということが出ておりますが、これは無料というのは本当に0円ということになると思います。あくまで1ヶ月に500円で月4回までですか、は支払わなければならないので、この無料というのはおかしいんじゃないかな、あくまで助成であるというふうに解釈したいんですけど。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） 今回の医療費の無料助成に関しては、皆さん議案の別冊の中にあったように、就学前までは無料ですね、完全無料化。その後、その小中学生に対しての無料化であります。例えば入院1日につき500円、これは14回まで500円で、500円であります。1日1回につき500円の、これが14回まで500円ということですね。そして、通院については4回まで500円とそういうことになっております。

そして、勿論入院された場合、食事代、そして部屋代というのは、これは有料であります。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 完全無料化とか無料化、やはり無料化ということはあくまで0円ということであって、1回につき、私が聞いたところは1ヶ月に500円で月4回までは払って、入院については確か1,500円で一定の日数までは払うという、それ以上超した分に関しては町が負担しますというようなことであった、助成しますと思うんです。

だから完全な無料化で、完全な無料化でないから無料というのはおかしいんじゃないかな。あくまで助成という言葉じゃないとおかしいんじゃないかなと思いますけど。

○議長（片山博雅君） 常任委員長。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） 今、質問の中に入院は1日につき500円ということであります。

それを超えた分についてはお金は要らないわけですね、500円ですね。それを14回までということになっておりますので、議員、資料の別冊の中でその内容がきちっと記されておりますのでですね、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） その資料はありますけどね、それはいいんですけどが、あくまで「無料」という意味が違うんじゃないかな。無料ということは完全に0円というふうに私は理解します。それを一定額を超える分に対してを町がみてくれると思うんですけど、それに関してお金を出さなくていいよということであって、完全に保護者の方がお金を出さないでいいという完全な無料化とはっきり区別をしなければ誤解を招くんじゃないかなというような気がします。

○議長（片山博雅君） 常任委員長。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） 議員質問が議案第6号についてでありますですね。それで、今回中学卒業までの医療費のここは完全ではありません。小中学生の医療費の助成であります。小中学生に関しては医療費を助成するということでありますし、この文章で私はいいんじゃないかと思ひます。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 1番尾方であります。

3番の議案第19号、入学祝金を5万円から3万円に減額して、22年度から廃止するということがありますけど、常任委員会の中で、これは廃止でなくてずっと3万円に減額するんであれば継続すべきだという意見は出なかったんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（片山博雅君） 常任委員長。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） そういう意見は出ませんでした。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） それは常任委員会の皆さんなぜでしょうかね、6号議案とかいろんな助成をするから、出産祝金がちょっと多く出るから、だからこの分はもう減していくと、それじゃ全然意味がないんですよ。片一方が出るから片一方が減すとかそういうものじゃなくて、もうちょっと審議

をしてほしかったなと思っております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 14番日隈です。

今、尾方議員より説明がございました。私もそのとおりだと思いますけど、21年が入学金5万円を3万円に減額、22年から廃止、対象人員は27名、その金額にして100万。これを廃止するということで、委員から意見が出なかった。

今後はですね、やっぱり廃止するというのではなくして、少子化のためには継続していただきたいような気がしております。意見がなかったということで私の質問は終わりますけど、今後はですね、重要な課題だと思います。

○議長（片山博雅君） 常任委員長。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） この議案第19号のですね、22年度から廃止するということがございます。この件については、議案質疑のときにですね、22年から廃止するということは出ませんでしたですね。

○14番（日隈久美男君） 議案質疑じゃない、委員会。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） 委員会。ですから今回委員会の中においてはですね、中学卒業までのその玖珠町の医療費を無料にするということで、これを集中的に行うということで、各委員が理解したものと私は思っております。意見が出ませんでしたので。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 先ほど議案6号の関係で河野議員さんから出たと思うんですが、この条例改正はですね、助成になってるんですよね。無料化に伴うというんじゃないくて、あくまでも小学生の医療の助成といいますか、そういうことですから、先ほどの表現の中に、河野議員から出られたように、「無料」じゃなくて「助成」だと思うんですよね。ですからこの表現ですよ、書いてるですね、ここに「医療費の助成」、無料化ということが問題があるんじゃないかということで指摘したと思うんですよ。で、委員長の方はそうじゃないんだということをおっしゃるんですけど、実際は完全無料じゃなくて助成ということでもう議案も出ておりますからね、その表現を、その認識がちょっと違うんじゃないかなというふうに私は意見として申し上げます。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長松本義臣君。

○予算特別委員長（松本義臣君） おはようございます。

予算特別委員会の報告いたします。

平成21年第1回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第41号から議案第48号までの8議案について、3月10日、11日の2日間、執行部出席のもと、審査した結果を報告いたします。

付託されました8議案は、平成21年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であり、議案ごとに主管課長より予算概要の説明を求め、質疑、審査を行い、全委員から熱心で真摯な質問や意見・要望が出されました。

なお、平成21年度事業に予定をしています運動公園用地及び北山田小学校校舎危険改築事業予定地等の現地踏査を行いました。

1 議案第41号 平成21年度玖珠町一般会計予算について

平成21年度玖珠町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ82億円で、前年度対比6億8,900万円の増額であり、9.2%の伸びであります。

これは、強い農業づくり交付金事業や小松台畜産公社の解散に伴う残余財産の積立金、ふるさと雇用再生特別交付金事業など、ほぼ全額が特定財源で賄われ事業を計上したことによるものが大きな要因です。

科目別歳入内訳では、町税は15億4,487万8,000円で、前年より3,041万5,000円減額の対前年比1.9%の減であり、固定資産税の評価替えによるものであります。地方交付税は27億2,100万円で前年度より3,000万円の増で、対前年比1.1%の増、国庫支出金は10億1,783万1,000円で対前年比20.3%の増であり、北山田小学校危険改築事業、都市公園等統合補助事業の増が大きな要因です。県支出金は10億4,538万1,000円であり、対前年比68.4%の増であり、強い農業づくり交付金、ふるさと雇用再生特別交付金等が主な要因です。繰入金は2億6,675万8,000円で対前年比0.6%の減、諸収入は2億8,728万8,000円で対前年比129.7%の増であり、企業債は5億9,270万6,000円で対前年比8.7%の減であります。

科目別歳出内訳では、総務費は14億1,045万6,000円で対前年比13.0%の減、民生費は17億1,576万9,000円で対前年比6.9%の増、農林水産業費は10億7,913万円で対前年比80.3%の増、土木費は8億9,594万1,000円で対前年比11.8%の増、教育費は10億2,992万円で対前年比21.1%の増であり、公債費は6億7,584万7,000円で対前年比13.2%の減であります。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは次のとおりです。

（問）地方交付税の見込みについて

（答）1.1%の伸びに抑え、確実な額を見込んでいる。

（問）過疎バス廃止路線、代替は。

（答）平成21年度の廃止はなく、現状路線での予算を計上している。

（問）地デジの再説明と難聴地域の把握及び補助は。

(答) 地デジ補助は平成21年度から行われ、14共聴組合が行う100万円以上の事業の2分の1と1戸当たり3万5,000円を超える部分の合算を補助する。難聴地域は今後、状況を把握して対応していく。

(問) 第3子に支給する入学祝金の減額を引き換えに、医療費の補助を行うのは矛盾してないか。

(答) 第3子の補助は平成20年度27名であるが、医療費は多くの子どもが対象である。

(問) 住民税年金徴収システム委託料1,361万7,000円について。

(答) 地方税法の改正により、これまでの納付書や口座振替で納付していただいていた公的年金にかかる住民税について、平成21年10月より公的年金からの特別徴収制度(年金からの天引き)が始まる。対象者は老齢基礎年金等の給付を受けている65歳以上で、年額が18万円以上の人です。

(問) 機関庫の管理等について

(答) 観光課が管理している。事故防止で立ち入れないようにしてある。どのように利用するかは今後検討したい。

(問) 商工振興費の工場立地促進助成金3,150万円の内容は。

(答) 企業誘致助成金として用地取得費の1割助成(上限3,000万円)と新規雇用者一人当たり5万円を30名分(150万円)の計上です。

(問) 玖珠工業団地への進入路の建設計画は。

(答) 四日市集落からの取り付け道路の設置について、県、公社と協議しているが、まだ具体的にはなっていない。

(問) 強い農業づくり交付金(ファゼンダ・グランデ等)肥育施設建設に対し、国庫支出金以外に県・町の財政補助はあるのか。また、補助が出るようなことを行っているか。

(答) 現在のところ県・町の補助金はありません。大型肥育事業等に補助出来るかの検討は行っています。

(問) 露地野菜生産拡大対策補助金について、対象野菜は何か。

(答) 今回の対象野菜は白ネギ・ピーマンです。

(問) トマトは対象にならないのか。

(答) 米の生産調整に係る、水田農業推進協議会の中で交付要件に該当すれば補助対象になります。勿論トマトもなります。

(問) 町道の維持費が少ない、維持費の考え方は。

(答) 穴やひび等に対して、道路管理者として安全対策を施している。維持費の不足分は、補正で対応したい。

(問) 町道辰ケ鼻線の歩道の改修は。

(答) 平成17年に防衛予算で計画したが、都市計画の関係で実施できなかった。都市計画事業で改修を行う場合、道路幅員の関係で住宅の移転補償等が必要となり、莫大な予算がかかる。今後、

防衛予算での対応を検討していきたい。

(問) 運動公園用地の現地踏査時に、大雨で水に浸かる施設があるとの説明を受けたが、公園用地は避難地の役目があるが、避難地として成り得るか。

(答) 運動公園用地は、県河川課との協議により、行政の開発は霞堤の機能を残したものでなければならぬとの強い指導を受けたことにより、現況の貯水量を確保するものとなった。先ほどの図面を見ていただきたい。公園と多目的グラウンドでは、2年ごとや5年ごとに浸かる可能性のある箇所等色分けしている。その中で、色が付いていない陸上競技場、駐車場、テニスコート、公園の一部などは100年の中でも水に浸かることはないと考えている。

(問) これまでの用地取得等で要した費用、補助金の受け入れ額や基金残額は。

(答) 最終用地取得の状況は、9万5,000㎡で約10億5,000万円、移転補償費が約4,400万円です。国庫補助金の受領額は、平成18年、19年度国交省1億1,200万円、防衛省1億8,800万円、20年度国交省9,100万円、防衛省7,700万円、総額4億6,800万円となっています。基金残額は5億8,100万円です。

(問) 運動公園の表土3万㎡の搬出ともなれば、ダンプで5,000台は必要となる。処理場は町で見つけてあげないと業者では見つけれないのでは。

(答) 表土の処理については、広く、土地改良区等に呼びかけていく。また、処理場を業者で見つけれない場合は、町でも場所の検討を行う。

(問) 学校営繕について

(答) 学校営繕の緊急雇用は国の雇用対策であり、2名の雇用で学校の営繕を行っていく。また、営繕費用を各学校で配分しているが、学校の予算で出来ない部分を、学校教育課が営繕を行っている。

(問) 行革中であるが、職員手当のうち通勤手当等の改定はどうか。

(答) 平成20年度までの計画で職員の給料を5%削減、あるいは諸手当の削減を行ってきたが、人事院勧告や周辺自治体の状況を勘案して改定した。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第42号 平成21年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について

平成21年度の予算総額は歳入歳出それぞれ22億8万4,000円で、対前年度当初予算比較1億9,291万1,000円(約8%)の減であります。

減額の要因は歳入見込み額の単に減額によるものでなく、国保税収入や各種交付金の歳入として見込める額が減少傾向にあること等が上げられます。このような状況の中、平成20年度から始まった特定健診・特定保健指導の受診率等を上げることにより、病気の早期発見・早期治療による健康づくりを進め、医療費全体を抑制するための事業推進を行うとのことであります。今後も保健事業の一層の推進を図り、医療費の抑制に向けた取り組みが重要です。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税4億9,196万6,000円、国庫支出金6億2,255万7,000円、

前期高齢者交付金 5 億 9 10 万 6,000 円、基金繰入金 1 億 1,472 万 6,000 円であります。また、歳出の主な内訳は、保険給付費 14 億 2,988 万 9,000 円、後期高齢者支援金等 2 億 6,057 万 3,000 円、介護保険納付金 1 億 1,861 万 5,000 円であります。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものとして

(問) 滞納家庭の子どもの保険証は。

(答) 短期保険証を 2 月から対応している。国の指導により短期 6 ヶ月を渡している。

(問) 中学校までの医療費の無料化、病院窓口で無料とならないのか。(入学前は出来て、なぜ出来ないのか。)

(答) 九重町と同じ対応であり、現時点ではシステムの難しい。県全体の取り組みになれば可能性も出てくる。(委員から) 町民が二度手間にならぬよう何れ簡略化の方向で検討していただきたいとの意見が出されました。

(問) 国保特別会計の一般会計からの繰出金は、限度額を設けているか。また、国保基金の残高は。

(答) 繰出金の限度額は設けていない。国保基金の現在残高は約 1 億 5,000 万円である。

(問) 予算が昨年当初を下回った原因は。

(答) 社会経済情勢の悪化により、国保税収入や各種交付金等の歳入として見込める額が減少傾向にあり、余裕のある予算編成が難しい状況であることから、20 年度決算見込み額に近い予算編成となっている。

(問) ペナルティもある特定健診の目標数値と受診率、その向上対策は。

(答) 20 年度の特定健診受診率は、2 月時点で対象者数 4,232 人に対して受診者 1,622 人で、受診率 38.32% である。20 年度の目標数値は 50% であり、目標値をかなり下回っている。向上対策として、21 年度は総合健診とあわせて北山田地区、八幡地区は出向いて健診を行う方向で調整をしている。

(問) 国保の受診件数と一件あたりの医療費は。

(答) 19 年度のデータで受診 1 回、2 回ということではなく、1 レセプトあたり 2 万 7,880 円である。件数(レセプト)は 12 万 8,854 件である。

また、国保税の徴収については、過年度を含め極力、収納率を上げるよう努めてくださいとの意見が出されました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第 43 号 平成 21 年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

平成 21 年度予算総額は歳入歳出それぞれ 4,620 万 4,000 円で、前年度比較では 444 万円の増であります。

19 年度に実施した補償金免除繰上償還により一部の起債の償還期間を短縮した関係等であります。本年度見込みの給水区域内人口 1,551 人、給水人口 1,274 人、給水区域内戸数 517 戸、給水戸数 475 戸、普及率 82% であります。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 玖珠町の簡易水道はどうなっているか。

(答) 簡易水道は6箇所である。そのうち北山田簡易水道は町が管理している。残りの箇所は地元が管理している。

(問) これから管理していく経費の削減等どのような対応をされるのか。

(答) 有水量の減少等により、予算的に大変厳しくなっていくと思われる。今後、尚一層の経費の削減に努めながら水道料金の見直しを行っていきたい。

(問) 操出金の基準範囲について

(答) 簡易水道事業に対する赤字対策として、地方公営企業操出金制度があり、町交付税算定基準内(企業債元利償還金の2分の1)が交付税措置とされることになっている。企業債元利償還金は2億7,000万円です。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第44号 平成21年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

平成21年度の予算総額は歳入歳出それぞれ3億306万4,000円であります。

昭和48年度から昭和53年度にかけて「同和対策特別措置法」に基づき、対象地域の住民に住宅の新築・改修、宅地取得等の資金として貸し付けたもので、過年度の総額を基金積立金として計上しています。このような状況の中、一部には生活が困窮する中でも分割払いを継続して頑張っているケースもあります。今後とも国・県の動向や協議などを重ねていく必要があります。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものとして

(問) 47%の不明者があるが担保設定は。

(答) 抵当権の設定はない。

(問) 貸付は国で、町が返済したのか。

(答) 国が4分の1の補助金。約3億円の起債で国からの交付税に算入されて入る。今後も分割払い等でねばり強く協議を行い、回収に努めていただきたいとの意見が出されました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第45号 平成21年度玖珠町老人保健特別会計予算について

平成21年度予算額は歳入歳出それぞれ187万5,000円であります。

歳入の主なものは繰入金186万7,000円で、歳出の主な内訳は医療費諸費187万2,000円でありま

す。
老人医療制度は平成19年度で廃止され、後期高齢者医療制度に移行し、事務の清算等により平成22年度まで存続されます。その清算等に見込まれる諸費用の歳出とその財源の一般会計からの繰入に係るものであります。前年度対比で大きな減額となっておりますが、平成20年度歳出には平成20年3月診療分の医療費諸費の支払を含んでいたためであります。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 本年度から後期高齢者医療制度に変わったが、町としての考え方はどうか。

(答) 20年度については老人保健事業から後期高齢者医療制度に移行し、負担が約1億円近く減った形になっているが、一般会計からの負担金が、市町村療養給付費の12分の1(約8%)あり、21年度では負担する金額は大きく変わらない。しかし、安心して医療を受けられる体制として、県全体で「後期高齢者医療制度」(大分県後期高齢者医療広域連合)に取り組んでいる。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第46号 平成21年度玖珠町介護保険特別会計予算について

平成21年度の予算額は歳入歳出それぞれ16億5,156万8,000円で、前年度に比べ1億1,397万5,000円の増となり、対前年比7.41%の伸びであります。歳入の主な内訳は保険料2億5,625万5,000円、国庫支出金4億5,777万4,000円、支払基金交付金4億7,599万2,000円、繰入金2億5,855万1,000円です。

歳出の主な内訳は、保険給付費15億7,467万1,000円、地域支援事業3,481万9,000円であります。本制度は施行から9年経過し、いろいろな角度から検討され、制度全般の見直しが行われてきました。特に、平成18年度からは「介護予防」に重点を置いた法改正がなされ、「玖珠町地域包括支援センター」を開設、「地域支援事業」を開始しています。

1月31日現在の認定状況は、総人口1万8,184人、65歳以上の高齢者人口は5,348人で高齢化率29.4%、対前年比0.4ポイントの伸び、給付対象となる第1号被保険者数は1月末現在5,406人、このうち要保護及び要支援認定者は1,088人で認定率20.1%、対前年比0.6ポイントの伸びであります。

次に、平成21年度介護サービス事業勘定予算であります**が、本年度予算額**歳入歳出それぞれ1,004万4,000円であり、対前年比5.55%の伸びであります。歳入の主な内訳は、サービス収入1,003万8,000円、歳出の主な内訳は、総務費367万3,000円、事業費486万9,000円であります。

歳入のサービス収入はケアマネージャーが作成した介護予防ケアプラン料であります。歳出の総務費はセンター運営費であり、事業費はケアプランの作成を委託した介護支援事業所への委託料であります。

審査中に出された質疑応答の主なものは次のとおりです。

(問) 介護サービス等の監査はどうなっているか。

(答) 介護予防サービスについては、地域包括支援センターにおいて、すべてのケアプランとその経過について評価を行っている。介護サービスについて、医療におけるレセプト点検並みに監査を行うには、人的な配置等の体制が必要となり、今後は適正化に向けての体制等を検討する必要があると考えている。

(問) 介護福祉施設等の不正防止のための監査はどうなっているか。

(答) サービス等に関する適正化については、介護保険に関係する3つの運営協議会において、現況についてや法改正等の説明並びに指導等を行っている。また、施設整備に関する監査につい

ては、認可権によって異なり、本町が実施しているのは、地域密着型サービス施設（グループホーム）であり、2ヶ月に1回の各施設の運営協議会において、運営状況、施設体制等の指導監査を行っている。また、特別養護老人ホーム、老人保健施設等は、県が実施している。

（問）振り込め詐欺等の高齢者の被害について聞いているか。

（答）栄養食品やドリンク剤、食品等を買わされたとの訴えがあったが、いずれも担当のケアマネージャーにより、地域包括支援センターの職員とクーリングオフ制度による返却、また、法的な立場の者を仲介して和解を得た事案がある。今後も、ケアマネ研修や民生委員会等で協力をお願いする。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第47号 平成21年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成21年度予算総額は歳入歳出それぞれ1億9,727万円であります。歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料1億3,706万9,000円、一般会計繰入金6,010万4,000円であり、歳出の主な内訳は、総務費163万5,000円、後期高齢者広域連合納付金1億9,554万2,000円であります。

審査中に出された質疑応答の主なものは次のとおりです。

（問）保険料の年金からの天引きではなく、口座振替による納付が出来るようになったというが、混乱等はないか。

（答）保険料については、年金からの天引きから口座振替による引き落としも可能となったが、申請者は多くない状況である。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第48号 平成21年度玖珠町水道事業会計予算について

本案の玖珠町水道事業の業務予定量は給水戸数3,700戸、年間有収水量101万m³、1日平均給水量2,767m³を基本に予算編成しています。

3条予算、収益的収入の事業収益1億5,512万3,000円であり、収益的支出の事業費用は1億7,218万5,000円であります。事業収支について支出が収入を上回る予算編成です。この差額は次年度以降純利益で補填していきます。

また、4条予算、資本的収入は4,000円で、資本的支出は3,715万4,000円であり、この差額の3,715万円は当該年度損益勘定留保資金で補填をします。独立採算が原則の企業会計において、主たる財源は水道使用料であります。

水道使用料の未収金の徴収に最大に努力し、実績を上げるよう意見が出されました。

審査中に出された質疑応答の主なものは次のとおりです。

（問）収益を少しでも上げる方法として、利用者の増を。

（答）現在、「区域内でも水道を」との要望があるが、ある地区で19年度に工事を計画したが、地元負担金が約40万円かかりますと提示したところ、高額な工事費のため断念したという例もある。

(問) 町内における飲料水の確保について

(答) 全体的に引くことは無理である。未普及地域については、今後、調査等あらゆる事項について検証しながら進めていきたい。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案8件の審査結果の報告を終わります。

なお、平成21年度予算審議に当って、予算特別委員会の委員から出された様々な質疑、意見、要望については、これを真摯に受け止め、予算の執行に反映されるよう申し添えます。以上であります。

○議長(片山博雅君) 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番(宿利俊行君) 10番宿利です。

3ページのここに、真ん中に、運動公園の用地の中で、公園と多目的グラウンドではですね、2年毎や5年毎に浸かる可能性のあるというような表現がされておりますがね、例えば公園あるいは多目的グラウンドはどのくらい水に浸かる面積があるかですね、このような話があったのか。

○議長(片山博雅君) 特別委員長。

○予算特別委員長(松本義臣君) それは委員会の中で討議されまして、建設課の方からですね、一部分、色分けが2年から5年の確率でいくというようなことでありました。しかし、そういう公園をですね、そういうところに造る、水が上がるような造成をしてはいかんじゃないかと。しかし、今の段階で霞堤とかそういったところを県の方がしておると。その中で、今のところやっぱり100年ぐらいの間隔で3分の2以上が浸かる心配はないし、この2年3年毎に浸かるというような推定なことになっておるけれども、今の一番低いところであっても、今の現在のところ高さだと。だからそういう事情の中で心配もあろうけれども、この造成については心配はありませんとそういう回答でございます。

それで、私の方といたしましても、そういうことを心配されるから、そういう造成については今後十分検討してやっていただきたいという要望をしております。

○議長(片山博雅君) 10番宿利俊行君。

○10番(宿利俊行君) 10番宿利です。

それは、玖珠川が増水をしたときにそういうことになるということなんですか。

○議長(片山博雅君) 松本委員長。

○予算特別委員長(松本義臣君) 玖珠川が増水もありますし、今の造成の中でですね、議員もご承知のとおり、まあ野球場等については1メートルぐらい下がるというようなことであります。しかし、その水、今造成をした中でも、その今の現在の一番最低レベルのところのところに水が集まってくるから、今から造成をする計画の中では心配ないという回答をいただいております。で、安心を私もしたところであります。

○議長(片山博雅君) ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長（片山博雅君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。

3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） この議案につきましては、組織の決め方等につきまして質問したところ、町の二役、そして総務課長、3人で大方の案を決めたということでございます。今まで行財政改革5か年計画で行財政改革が予定、予想以上によくなっているというお話を聞いております。もう1年残しております。これから第5次の総合計画も22年度から作られるということでございますが、組織とい

うものは大事なものであります。簡単に作る、変える、そういうことはできないと思います。やはり本当に玖珠町にとってどういう課、係が必要かということをよく考えられて、また、協議を重ねてですね、本当にこれから5年先10年先の玖珠町がよくなるような、そのためにどういう課、係が必要かというようなことを考えた行政改革の組織機構改革をしてもらいたいと思っております。

そういうような面を含めて、この議案につきましては反対したいと思っております。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかに反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 議案第19号は、少子化に伴う施策に逆行するものと思われまして、よって、議案第19号に反対をいたします。

○議 長（片山博雅君） ほかに反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
なしと
- 議 長（片山博雅君） 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

- 議 長（片山博雅君） 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

- 議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（片山博雅君） 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（片山博雅君） 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（片山博雅君） 議案第49号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議長（片山博雅君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

- 議長（片山博雅君） 日程第3、これより採決を行います。
議案4号から議案第8号の5議案は、条例の制定についてであります。
別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議
ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。
議案第4号から議案第8号の5議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長
報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。
よって、議案第4号から議案第8号までの5議案は、原案のとおり可決することに決しました。
議案第9号について反対の意見がありましたが、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員
長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
（起立多数）
- 議長（片山博雅君） 起立多数です。着席ください。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

議案第19号については、反対の意見がありましたので、議案第19号を除いた議案第10号から議案第20号までの10議案については、別に反対意見の発言もありませんでしたので、一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号を除いた議案第10号から議案第20号までの10議案は、一括採決することに決しました。

議案第19号を除いた議案第10号から議案第20号までの10議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席願います。

よって、議案第19号を除いた議案第10号から議案第20号までの10議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号について反対の意見がありましたが、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（片山博雅君） 起立多数。着席願います。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号から議案第32号までの12議案は、指定管理者の指定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

議案第21号から議案第32号までの12議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第21号から議案第32号までの12議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第33号は、自立促進計画の一部変更についてであります。委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号は、土地の取得についてであります。

議案第34号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第41号、平成21年度玖珠町一般会計補正予算について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(片山博雅君) 起立多数です。着席ください。

よって、**議案第41号は**、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号から議案第48号の7議案は、平成21年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

議案第42号から議案第48号の7議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第42号から議案第48号の7議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号、平成20年度玖珠町一般会計補正予算(第5号)は、委員会付託を省略していますが、直ちに採決をいたしたいと思います。

議案第49号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について、採決を行います。

請願第1号、「協同出資・共同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

日程第4 議員派遣について

○議長（片山博雅君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（片山博雅君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託について、お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、高校再編問題特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

日程第6 議員発議

○議長（片山博雅君） 日程第6、議員発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第1号から第4号が提出されています。

これを直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第1号、玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

提出者8番清藤一憲君。

8 番（清藤一憲君）

発議第1号

平成21年3月18日

玖珠町議会

議長 片 山 博 雅 殿

提出者	玖珠町議会議員	清 藤 一 憲
賛成者	々	松 本 義 臣
々	々	日 隈 久美男
々	々	佐 藤 左 俊
々	々	菅 原 一

玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年玖珠町条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第1条中「玖珠町議会議員（以下「議員」という。）の報酬」を「玖珠町議会の議員報酬（以下「報酬」という。）」に改める。

第2条の見出しを「(報酬の額)」に改め、同条第1項中「議員の報酬（以下「報酬」という。）」を「報酬」に改め、同条第4項中「町議会」を削る。

附則に次の2項を加える。

(旅費の額の特例)

7 玖珠町議会議員の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における旅費の支給については、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、日田玖珠管内については支給対象外とし、その他の県内日当を1,000円、県外日当を2,000円、県内宿泊料を8,500円、県外宿泊料を1万800円、委員会等日当を1,800円とし、別表第2中備考1の適用による加算支給はしない。

(報酬の額の特例)

8 玖珠町議会議員の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる別表1の額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

別表第3中

「

区分	日当(1日につき)	鉄道賃、車賃
議会	－円	鉄道賃、普通運賃、車賃実費
委員会	2,000円	

」を

「

区分	日当(1日につき)	鉄道賃、車賃
議会	－円	鉄道賃、普通運賃、車賃実費
委員会	2,000円	
全員協議会	2,000円	

」に

改める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(理由)

地方自治法の一部改正（平成20年法律第69号）に伴う条例の一部改正を行うとともに、行政経費の節減を図るため条例の一部を改正するものである。

参考資料が添付されておりますので、ご覧ください。

以上です。

○議 長（片山博雅君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第 1 号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（片山博雅君） 挙手全員です。

よって、本発議は可決されました。

次に、発議第 2 号、町長専決処分指定事項の全部改正について、提出者の説明を求めます。

提出者 8 番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君）

発議第 2 号

平成21年3月18日

玖珠町議会

議 長 片 山 博 雅 殿

提出者	玖珠町議会議員	清 藤 一 憲
賛成者	々	松 本 義 臣
々	々	日 隈 久美男
々	々	佐 藤 左 俊
々	々	菅 原 一

町長専決処分指定事項の全部改正について

町長専決処分事項

標記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

町長専決処分指定事項の全部改正について

町長専決処分指定事項（平成16年3月23日議決）の全部を次のように改正する。

町長専決処分指定事項

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項は、町長においてこれを専決処分することができる。

（1）町が当事者である交通事故の和解で、その額が120万円以下のものに関すること。

- (2) 前号で定めるもののほか、法第96条第1項第12号の規定による訴えの提起、和解及び調定で、その額が60万円以下のものに関する事。
- (3) 支払督促に係る訴えの提起に関する事。
- (4) 町営住宅等の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関する事。
- (5) 法律上、町の義務に属する交通事故の損害賠償で、その額が120万円以下の損害賠償の額を定める事。
- (6) 前号に定めるもののほか、法第96条第1項第13号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が50万円以下の損害賠償を定める事。

附則

1 この議決は、平成21年3月19日から効力を生ずる。

2 町長専決処分指定事項について（平成16年3月23日議決）の効力は、平成21年3月18日をもって失われるものとする。

以上です。

別表は皆さんそれぞれご覧になってください。

○議 長（片山博雅君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
発議第2号に賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議 長（片山博雅君） 挙手全員です。
よって、本発議は可決されました。

次に、発議第3号、「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、9番江藤徳美君。

○9 番（江藤徳美君）
発議第3号

平成21年3月18日

玖珠町議会

議 長 片 山 博 雅 殿

提出者	玖珠町議会議員	江 藤 徳 美
賛成者	々	河 野 博 文
々	々	高 田 修 治
々	々	尾 方 嗣 男

「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増加させ、社会問題となっている。また、急速な構造改革により、経済、雇用、産業、地方などの様々な分野において格差が生じている。

働く機会が得られないことで、ワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負など新たな貧困と労働の商品化が広がっており、障がいを抱える人々や社会とのつながりが作れない若者など、働きたくても働けない人々の増加は、日本全体を覆う共通した地域課題となっている。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業を展開している。その一つである「協同労働の協同組合」は、働く者・市民が協同で出資し、協同で経営し、協同で働きながら、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、社会問題解決の手段の一つとして注目を集めている。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されており、日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000にも及ぶ団体がこの法制度化に賛同している。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体であり、誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を興し、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

大分県玖珠町議会

議 町 片 山 博 雅

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

参 議 院 議 長 江 田 五 月 殿

内閣総理大臣 麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣 舩 添 要 一 殿
総 務 大 臣 鳩 山 邦 夫 殿
経済産業大臣 二 階 俊 博 殿

以上です。

○議 長（片山博雅君） ただ今提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書（案）の提出に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（片山博雅君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

○議 長（片山博雅君） 次に、発議第4号、湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的な医療・保健施設としての存続・充実に関する意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君）

発議第4号

平成21年3月18日

玖珠町議会

議 長 片 山 博 雅 殿

提出者	玖珠町議会議員	秦	時 雄
賛成者	々	工 藤	重 信
々	々	後 藤	勲
々	々	宿 利	俊 行
々	々	柳井田	英 徳

湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的な医療・保健施設
としての存続・充実に関する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的な医療・保健施設
としての存続・充実に関する意見書（案）

湯布院厚生年金病院は、地域の基幹病院として地域医療を支えるとともに、国の施策である「地域

リハビリテーション事業」の大分県全体の支援センターとしても重要な役割を果たしてきたところである。特に心臓病や脳卒中のリハビリテーション医療では、北九州など各地の急性期医療機関と連携して回復期リハビリテーションを長年にわたって行っており、受け入れ患者は日本全域に及んでいる。

また、同病院に併設されている保養ホームには、地元大分県民のみならず全国各地から難病患者や障がい者、維持期リハビリを必要とする人々が滞在し、温泉療養・食事療法等を受けながら病院の専門スタッフの下で機能回復に励むなど、日本のリハビリ医療にとって貴重な役割を果たしている。しかし、国の年金制度改革の下で年金福祉施設の売却・廃止が３年前から進行しており、厚生年金病院については、地元自治体の意向も十分に尊重して平成１７年度末までに別途計画を作成することになったものの、未だに計画が策定されず、厚生年金病院と保養ホームの行方が定まらない状況が３年余りも続き、患者・住民と病院施設職員の不安は耐え難い状況である。

さらに政府は昨年１０月１日、湯布院など全国年金病院（１０ヶ所）と社会保険病院（５３ヶ所）を施設の売却・廃止業務を行う年金・健康保険福祉施設整理機構（ＲＦＯ）に移管した。政府は「整理機構のもとで病院を運営しながら、地元自治体・住民の意見も聞いて速やかに最終的な病院の処理方針を決める」としており、大詰めの重大局面を迎えている。

高齢化が進む一方で、地域医療の崩壊や、いわゆる「介護難民」「リハビリ難民」などの問題が深刻化している日本の状況下では、湯布院厚生年金病院と同保養ホームのような、ハイレベルの医療機関と滞在型の温泉療養施設が連携して総合的リハビリ医療を提供する機能・施設を高度の公営性と非営利性をもつ公的施設として充実させていくことこそ、国の重要施策として求められていることだと確信するものである。

よって、国会及び政府におかれては、湯布院厚生年金病院と厚生年金保養ホームを公的な医療・保健施設として、今後とも存続、充実できるよう立法措置を含め適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年３月１８日

大分県玖珠町議会

議 長 片 山 博 雅

内 閣 総 理 大 臣 麻 生 太 郎 殿

総 務 大 臣 鳩 山 邦 夫 殿

厚 生 労 働 大 臣 舩 添 要 一 殿

社会保険庁長官 坂 野 泰 治 殿

独 立 行 政 法 人

年金・健康保険福祉

施設整理機構 理事長 水 島 藤 一 郎 殿

○議 長（片山博雅君） ただ今提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書（案）の提出に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（片山博雅君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 平成21年第1回玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

その前に2件ご報告いたします。

まず、道の駅童話の里くすについてであります。3月12日国土交通省より道の駅として正式に認可が下りましたことをご報告いたします。全国900箇所、九州では100箇所の登録となり、大分県では、県下では21番目の道の駅の登録になったようであります。

現在、道の駅ではグランドオープンに向けて急ピッチで工事も進んでおります。また、内部体制も固めておりますが、一日も早いオープンに向けて拍車をかけていきたいと考えております。

2つ目は、平成20年度の特別交付税の件でございます。

昨日、特別交付税の3月交付額の決定について通知がございました。交付額は1億8,968万円で、12月の交付額と合計額が2億6,932万9,000円となりました。前年度比で4,365万4,000円で、19.3%の増加となりました。平成16年度以降2億から2億2,000万の水準でありましたが、この交付額は三位一体改革以前の平成13年と14年度ですが、交付額とほぼ同額となりました。

増額の要因としては、緊急経済対策に連動したプレミアム消費応援券、他町村にない大枠の大きな額を出したわけでありましたが、発行や、昨年の国体経費などが算定されたものと思われま。町村の伸び率は大分県が一番ということでありま。国体があったわけでありまから一番ということでありま。本町はそこにあつて、全国で1、2を争う伸び率を示したわけでありま。年度末のこの時期に一般財源の増額は財政運営上誠に嬉しいことでありま。

議長さんも伴つて県へ同行いただきまして、強い要請の結果であると考えております。議会と町執行部との連携により増額できたものであると思ひま。この場を借りて議員の皆様方に感謝を申し上げます。

次に、今定例会は去る3月2日から本日まで17日間の会期でありま。けれども議員の皆さん方は年度末の公私とも大変お忙しい中にもかかわりませず出席をいただき、ご提案申し上げま。それぞれの議案につきまして慎重かつ熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

ご提案申し上げま。21年度一般会計当初予算案など合計49議案につきましては、いずれの案件

もご承認をいただきました。お礼を申し上げたいと思います。

また、本日発議におきまして、現下の社会情勢、そしてますます厳しくなるであろう地方行政の現状を踏まえ、引き続き玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、全会一致で議決されたところでありますが、これも議員の皆さん方自ら本町の行財政改革を推進するという、町民の皆様への訴えでもあると思います。議員各位の意のあるところを汲み取り、私ども執行部も日々改革の精神で行財政改革に取り組んでいく所存であります。

また、今回の議会では、本会議をはじめ常任委員会、予算特別委員会、議員全員協議会などにおきます審議、審査、協議の過程におきまして、本町が直面する様々な課題につきまして熱心な議論と多くのご意見を賜ったところであります。ご拝聴いたしました貴重なご意見、ご提言につきましては、これを真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えております。

さて、平成21年度を迎えるにあたって、施政方針でも申し上げましたように、私は町民意識の一体感の醸成を図りたいと申しました。そして「元気・活気あふれる玖珠町」「人や物が集まる玖珠町」を実感できるように努めていきたいと申しました。社会情勢を見ますと決して楽観できるものではないと思いますが、私は前向きに取り組んでいく所存であります。

今、地方自治に求められております重要課題は、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていける社会の実現にあると考えております。そしてまた、自治体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることも重要な課題であると思います。

厳しい財政状況ではありますが、これまでと同様、公正で公平な公共サービスの実現を目指して、効率的な質の高い行政運営を着実に図ってまいりたいと思っております。

さて、桜の花の開花も間近になりました。本格的な春の到来を迎えておりますが、まだまだ気温の寒暖の差が大きいこの頃でございます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のため引き続きご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る3月2日開会以来本日まで17日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を、適切、妥当な結論を得まして厚くお礼を申し上げます。

加えて、議会運営にご協力いただきまして感謝を申し上げます。

さて、この度3月31日付けをもちまして定年を迎えられます麻生農林課長、坪井商工観光課長、佐藤水道課長、吉野人権同和啓発センター所長、森社会教育課参事、大蔵会計課長、芝原議会事務局長、更に今期で退職されます職員の皆さんには、長きにわたり町政発展のためご尽力をいただき、この場をお借りしまして、議会を代表いたしまして感謝とお礼を申し上げます。

大変長い間お疲れ様でした。今後は健康にご留意されまして、玖珠町のよき理解者として、まちづくりに格段のご協力をお願い申し上げます。

また、議会も来月には正副議長、各委員長、委員会の構成替えを迎えます。私の議長任期も残すところ僅かとなりました。

議長就任以来この2年間、高田副議長をはじめ議員各位並びに町長、町執行部の皆さんには議会運営にご支援ご協力を賜りましたことに、深く感謝とお礼を申し上げます。

これからますます厳しい時代を迎え、今後は皆さんと更に研鑽に努め、玖珠町の発展と皆様のご健勝をご祈念いたしまして、閉会にあたりお礼のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成21年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月18日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員